

和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例施行規則

令和2年3月25日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例(令和2年和泉市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙規制区域の指定等の告示)

第2条 条例第6条第2項の規定による路上喫煙規制区域の指定に係る告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙規制区域を指定した区域の名称
- (2) 路上喫煙規制区域を指定した日
- (3) 路上喫煙規制区域に指定した区域を示す図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第6条第4項の規定による路上喫煙規制区域の変更又は指定の解除に係る告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更し、又はその指定を解除した区域の名称
- (2) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更し、又はその指定を解除した理由
- (3) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更し、又はその指定を解除した日
- (4) 路上喫煙規制区域に指定した区域を変更した場合は、その区域を示す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指導)

第3条 条例第8条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 路上喫煙規制区域の指定に係る告示その他必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。